●河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

平成13年3月30日河第866号 各土木事務所(支所)長あて河川課長通知

標記について、別紙のとおり行政手続法第5条第1項及び第6条の規定に基づき定め、 平成13年4月1日から施行することとしたので、適正な事務処理をお願いします。

なお、平成7年3月31日付け河第938号「河川法の申請処分に関する行政手続法第 5条第3項の規定に係る審査の基準について」は平成13年3月31日限りで廃止します。

> 平成16年11月25日河砂第542号 各県土整備事務所長及び各総合治水事務所長 あて県土整備部長通知

標記については、平成13年3月30日付け河第866号で通知しているところですが、 下記事項について別紙のとおり標準処理期間の見直しを行い改正しましたので通知します。 (別紙省略)

> 平成17年3月28日河砂第819号 各県土整備事務所長及び各総合治水事務所長 あて県土整備部長通知

標記については、平成16年11月25日付け河第542号で通知しているところですが、河川敷地占用許可準則の一部改正に伴い、審査基準の一部改正をしましたので通知します。

記

## 1 変更事項

3 第24条 (土地の占用の許可) 「河川敷地上田許可淮川」(平成11年8月

「河川敷地占用許可準則」(平成11年8月8日付け建設事務次官通達)を 平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達に変更する。

2 変更後の審査基準適用年月日 平成17年3月28日 (別紙)

- 1 第20条 (河川管理者以外の者の施行する工事等の承認)
- (1)審査基準

河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した 上で承認することができる。

- ア 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。
- イ 河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。
- ウ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。
- (2)標準処理期間10日
- (3)協議期間10日
- 2 第23条(流水の占用の許可)
- (1)審査基準

河川の流水の占用並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査 した上で許可することができる。

- ア 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、 公共の福祉の増進に資するものであること。
- イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行 するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。
- ウ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を 与えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。
- エ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
- オ 新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する 場合及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く)。
- (2) 標準処理期間 新規16日(県土整備事務所経由日数9日)

更新13日(県土整備事務所経由日数6日)

- 3 第24条(土地の占用の許可)
- (1)審查基準

河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」(平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達)を基準として審査した上で許可することができる。

(2)標準処理期間 新規18日 更新 7日

(3) 協議期間10日

## 4 第25条(土石等の採取の許可)

## (1) 審査基準

河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当する かどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じ させるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。
- イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
- ウ 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」(昭和41年6月1日付け建 設事務次官通達)を基準とすること。
- エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、 その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。
- (2)標準理期間 10日
- (3)協議期間 10日
- 5 第26条第1項(工作物の新築等の許可)
- (1) 審査基準

河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア 治水上及び利水上の支障を生じるおそれがないこと。

この場合において、治水上及び利水上の支障の有無を検討するに当たっては、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形・地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

(ア) 工作物の一般的な技術基準

「河川管理施設等構造令」(平成12年6月7日政令第312号)

(イ) 工作物の設置基準

「工作物設置許可基準」(平成10年6月19日付け建設省河川局治水課長通達)

- イ 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。
- ウ 河川の利用の実態からみて、工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を 著しく阻害しないこと。
- エ 工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
- (2)標準処理期間 10日(第24条の許可を伴う場合は18日)
- (3) 協議期間 10日
- 6 第27条第1項(土地の掘削等の許可)
- (1)審査基準

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当する かどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。
- イ 土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、 申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保され ていること。
- (2)標準処理期間 10日(第24条の許可を伴う場合は18日)
- (3) 協議期間 10日
- 7 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)
- (1)審查基準

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

- (2) 標準処理期間(未設定)
- 8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)
- (1)審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれの あるものが付着した物件を洗浄する場合
- (ア) 人体や生物に有害でないこと。
- (イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。
- イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合
- (ア) 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。
- (イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、 竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。
- (2)標準処理期間(未設定)
- 9 第30条第1項(許可工作物の完成検査)
- (1)審査基準

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。なお、第44条第1項のダムについては、「ダム検査規程」(昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。

(2)標準処理期間(未設定)

10 第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)

## (1)審査基準

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。ア 使用をしようとする部分について、第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、検査に合格したものであること。

- イ 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
- ウ 一部使用しようとする目的が、工作物全体について受けた許可の目的に反しない こと。
- (2)標準処理期間(未設定)
- 11 第34条第1項(権利の譲渡の承認)
- (1)審査基準

第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。

- ア 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されて いること。
- イ 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂 行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
- (2)標準処理期間 6日
- 12 第55条第1項 (河川保全区域における行為の許可)
- (1)審査基準

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

- (2)標準処理期間 10日
- (3)協議期間 10日
- 13 第57条第1項(河川予定地における行為の許可)
- (1)審査基準

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

- (2)標準処理期間 10日
- (3)協議期間 10日

- 14 第58条の4第1項(河川保全立体区域における行為の許可)
- (1)審査基準

河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

- (2)標準処理期間 10日
- (3)協議期間 10日
- 15 第58条の6第1項 (河川予定立体区域における行為の許可)
- (1)審查基準

河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

- (2)標準処理期間 10日
- (3)協議期間 10日